

◆豊橋駅南口駅前広場利用申請にあたっての注意点◆

☆申請の方法について

令和7年4月1日より、下記サイトから申請を受け付けしております。

下記の二次元コードを読み取って予約・申請ページから申請してください。



なお、豊橋駅南口駅前広場で初めてのイベント(豊橋駅南口駅前広場の利用が2回目以降でも、初めての内容でイベントを開催される方を含みます)を開催される方は、仮予約後、本申請の前までに事前協議が必要です。事前協議のタイミングは、こちらで指示します。

また、仮予約承認後、本申請をしていただく流れになりますが、本申請は広場利用希望日の7日前までに必ず入力を終えてください。

申請期限を過ぎますと、原則配置の変更や出店者の追加などはできませんのでご注意ください。

※申請期限前であれば、やむを得ない場合に限り変更は可能ですが、事前にご相談ください。

※申請期限までに情報が入力されない場合、予約を取り消す場合もあります。時間には十分余裕をもってご提出をお願いいたします。

〈7日前の考え方〉

4月25日(平日)が利用予定日の場合

4月18日が7日前となるため、提出は4月17日までとなります。

※提出期限日が土日祝日及び年末年始に当たる場合は、翌営業日までにご提出ください。

☆営利行為について

営利行為とは:直接物販を行う行為や、PRや販促の結果、間接的にその会社の利益に繋がる行為のことなどです。(例:車両のPR展示・・・等)

※豊橋駅南口駅前広場で営利行為を行う場合、複数店舗(最低2者以上)の出店が必要です。

☆利用料の支払いについて

利用料は、広場利用日までにお支払い下さい。

広場利用日までにお支払いが確認できない場合、広場の利用をお断りする場合があります。

※支払方法は納付書です。納付書に記載の金融機関にてお支払いください。

☆その他

- ・利用したい内容によっては、あらかじめ関係機関への申請や届出が必要な場合があります。前もって申請・届出を済ませ、許可書等のコピーのデータを都市再生推進法人株式会社豊橋まちなか活性化センターへ提出してください。提出期限は、原則広場利用希望日の7日前までです。

主な窓口は以下の通りです。詳細は各機関へお問い合わせください。

活動内容	申請・届出	申請・提出先
食品の調理や販売	食品営業許可申請	豊橋市保健所生活衛生課 ☎0532-39-9124
酒類の販売 ※1		
酒類の販売 ※2	期限付酒類小売業免許	豊橋税務署 ☎0532-52-6201
火気器具等を利用する露店や 屋台・キッチンカー等の開設	露店等の開設届	豊橋市中消防署 ☎0532-52-0119

※酒類の販売は、販売形式によって、申請・届出が異なりますのでご注意ください。

※1 酒類をコップなどに注いで販売する場合。

※2 酒類を栓を開けずに販売する場合。

☆問い合わせ先☆

〒440-0897 愛知県豊橋市花田字石塚42-1

株式会社豊橋まちなか活性化センター

TEL: 0532-55-6666

MAIL: machinaka@toyohashi-cci.or.jp